

## 社会福祉法人香美市社会福祉協議会 役員等の報酬及び費用弁償支給規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人香美市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）の役員、評議員、評議員選任・解任委員会委員の報酬及び費用弁償の支給に関する事項について定めることを目的とする。

### (報酬の額)

第2条 役員等の報酬の額は、次に定めるとおりとする。

区 分	報 酬 額	備 考
会 長	月 額 190,000円	月16日勤務とする
理 事	日 額 5,100円	
監 事	日 額 5,100円	
評 議 員	日 額 5,100円	
評議員選任・解任 委員会委員	日 額 5,100円	

2 前項の規定にかかわらず、日額5,100円の役員等の報酬額は、会議等の時間が4時間以下のときは日額3,000円の報酬額とする。また、会長の1箇月の勤務日数が16日未満のときは日割計算による報酬額とする。

### (報酬等の支給方法)

第3条 役員等の報酬及び費用弁償の支給方法は、月額報酬にあつては毎月21日、その他のものはその都度支給する。

2 前項に規定する月額報酬は、その職に就いたときはその日から、任期満了、解職又は死亡等によりその職を離れたときはその日まで、日割計算によって支給する。

### (報酬等の支給制限)

第4条 理事、監事及び評議員のうち、県市行政機関の職員（一般職の職員等、報酬を受けることが法令等で制限されている者。）及び香美市社会福祉協議会選任役員については、前条の規定にかかわらず、日額報酬を受けることができない。

### (費用弁償)

第5条 役員等が協議会の用務のため市外に出張した場合は、旅費規程の定めるところにより旅費を支給する。

#### 附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成18年3月1日から適用する。

#### 附 則

この規程は、平成19年6月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成25年6月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成25年12月9日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成29年3月21日から施行する。ただし、会長の月額については、平成29年4月1日から施行する。